会議の開催結果について

1	会議名	第50回河内長野市地域公共交通会議
2	開催日時	令和3年9月9日~令和3年9月22日
3	開催場所	書面開催のため、なし
4	会議の概要	(1) 南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の 有償化の承認内容変更について
		結果:案件(1)原案のとおり可決 委員総数25名(会長除く) 賛成25名 反対0名
5	公開・非公開の別 (理由)	書面開催のため、非公開
6	傍聴人数	書面開催のため、なし
7	問い合わせ先	(担当課名)都市づくり部 都市計画課 公共交通係 (内線540、541)
8	その他	河内長野市地域公共交通会議規則第9条に基づき、 書面にて開催しました。

^{*}同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第50回 河内長野市地域公共交通会議(書面開催)の結果

会議名称	第50回河内長野市地域公共交通会議
開催方法	書面
構成委員	別紙出席者名簿のとおり
案 件	(1) 南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化の 承認内容変更について
結果	(1)原案のとおり可決 委員総数25名(会長除く) 賛成25名 反対0名

第50回河内長野市地域公共交通会議 名簿

	氏名			
1	会長	 桝井 繁春	河内長野市 副市長	
2	副会長	 日野 泰雄	大阪市立大学 名誉教授	
3	委員	伊勢 昇	和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	
4	委員	中西克之	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 総務企画部門 首席運輸企画専門官	
5	委員	河原 正明	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局 輸送部門 首席運輸企画専門官	
6	委員	松井 利公	大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課 課長補佐	
7	委員	北谷 龍弥	大阪府 富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援・企画課長	
8	委員	長野健一	大阪府 河内長野警察署 交通課長代理	
9	委員	秋元 克之	南海バス株式会社 企画部 企画課長	
10	委員	岩佐浩二	南海バス株式会社 営業部 営業部長 兼 営業課長	
11	委員	坂本 頼幸	南海バス株式会社 労働組合代表	
12	委員	林 邦昭	大阪第一交通株式会社 長野営業所長	
13	委員	坂部 英嗣	近鉄タクシー株式会社 南大阪総合営業所 副所長	
14	委員	小出 泰弘	南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部 えきまち計画推進部 課長	
15	委員	下垣内 力也	近畿日本鉄道株式会社 古市駅長	
16	委員	山田 昭儀	河内長野市老人クラブ連合会 会長	
17	委員	上野修二	河内長野市観光協会 会長	
18	監事	西尾 元嗣	河内長野市商工会 会長	
19	監事	黒田良子	市民公募	
20	委員	仲村 義郎	市民公募	
21	委員	和田全功	河内長野市市民保健部長	
22	委員	中橋 栄一	河内長野市福祉部長	
23	委員	島田 俊彦	河内長野市環境経済部長	
24	委員	田中博行	河内長野市都市づくり部長	
25	委員	大林 巌	河内長野市総務部長	
26	委員	野川 弘嗣	河内長野市総合政策部長	

南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化の承認内容変更について

■変更の概要

令和3年6月30日に実施されました地域公共交通会議において、議題(6)『南花台モビリティ「クルクル」による地域移動支援事業の有償化について』につきまして、7月下旬発出予定の通達「地域の輸送に係る課題解決のため市町村等が行う期間を限定した社会実験としての自家用自動車による有償運送扱いについて」(以下「通達」という。)をもって、道路運送法(以下「法」という。)第78条第3号に基づき、実証実験として「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」として期間限定で国土交通省より許可を受けて有償化するという内容で承認をいただきました。しかし、承認の前提となりました通達が発出に至らず、許可制による有償化が出来なくなりましたため、法第78条第

登録制による有償化においては期間限定とする必要はございませんが、公共交通会議において期間を限定してご承認いただいていることから、期間を限定して申請いたします。

■変更の詳細

変更点1:申請方法の変更

当初予定・・・通達の発出に合わせて、法第78条第3号に基づく許可申請

2号に基づく自家用有償旅客運送としての登録制による有償化を行います。

変更内容・・・法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送の登録申請

変更理由・・・通達が発出されないこととなったため。

変更点2:有償化の実証実験期間の変更

当初予定・・・令和3年9月1日 から 令和4年6月30日 まで

変更内容・・・令和3年11月1日 から 令和4年6月30日 まで

変更理由・・・緊急事態宣言により申請に必要な運転手の講習時期が9月にずれたため、及び許可制から登録制に手続きが変更されたことにより処理期間の長期化が見込まれるため

■新旧対照表

下記の通り、上記変更点以外はご承認いただいた内容の通りに申請いたします。

	承認いただいた内容	申請内容
申請方法	法第78条第3号に基づく許可申請	法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運
		送の登録申請
旅客の範囲	南花台の地域住民および来訪者	南花台の地域住民および来訪者
有償運送期間	令和3年9月1日~令和4年6月30日	令和3年11月1日~令和4年6月30日
運行の区域	南花台1丁目~8丁目全域	南花台1丁目~8丁目全域
運送の対価	100円/回	100円/回

■その他

上記変更により、6月30日に報告しました有償化のスケジュール等に変更がありますので、別紙「参考資料」にて、 詳細な今後の予定についてご報告させていただきます。あわせて、緊急時の体制等、前回会議の補足内容についてもご 報告いたします。

【参考:道路運送法条文(抜粋)】

○道路運送法 (昭和二十六年六月一日)(法律第百八十三号)

(有償運送)

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(登録)

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

前回ご承認いただいた内容からスケジュール等に変更が発生しておりますため、改めてスケジュール 等の詳細について下記のとおりご報告します。また、前回会議の際に、有償運送の講習に関し詳細をお 伝えできておりませんでしたので、講習の必要性について、下記の通り報告いたします。

あわせて、有償化につき、安全性の確保に関する緊急時の体制についても共有いたします。

■有償化のスケジュールについて

9月28日、29日 有償運送講習を実施(※施行規則第五十一条の十六第1号)

※緊急事態宣言延長につき、10月上旬に延期の可能性あり

10 月初旬 自家用有償旅客運送の登録申請

令和4年6月 地域公共交通会議において、有償化の期限終了に合わせて、今年度の利用実

績やニーズ評価を報告し、今後の継続性について協議

■有償運送講習について

交通空白地有償運送等運転者の要件として、裏面の施行規則のとおり、

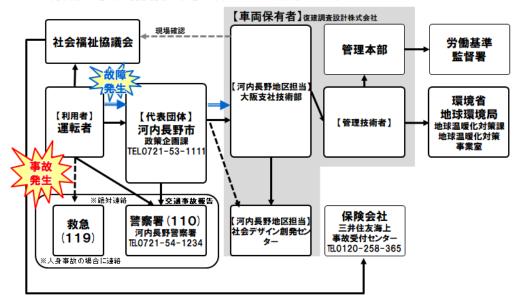
「第二種運転免許保有」又は「第一種運転免許保有+自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習 の受講」が必要です。

交通空白地有償運については、大臣認定講習の内「交通空白地有償運送等運転者講習」が必要であり、本市の近隣では、和歌山県の「紀北自動車学校」にて交通空白地有償運送等運転者講習を受講できるため、上記日程にて講習受講準備を進めています。

■緊急時の体制

事故発生時等の緊急時連絡網を共有いたします。

緊急時連絡網(事故→・故障 →)



【参考:道路運送法施行規則(昭和二十六年八月十八日)(運輸省令第七十五号)】 (自家用有償旅客運送自動車の運転者)

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者(当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡つて二年以内に停止された者を除く。)であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。